

松江市エコオフィス実践計画

(松江市役所地球温暖化対策実行計画)

松江市

目 次

第1章 計画の概要

第1節 背景	1
第2節 計画の対象	1
1. 計画の適用範囲	1
2. 計画の対象事務及び事業	1
第3節 計画の期間	2
1. 計画の期間	2
2. 計画の基準年	2
第4節 対象となる温室効果ガス	2
第5節 温室効果ガス排出量の算定	2

第2章 市の現状

第1節 エネルギーの使用状況	4
第2節 温室効果ガス排出状況	5
(1) エネルギーの使用に伴う二酸化炭素換算排出量	5
(2) 二酸化炭素排出量エネルギー源別割合	6
(3) 二酸化炭素排出量の月別推移	7

第3章 削減目標と取り組み

第1節 基本方針	8
第2節 削減目標の設定	8
第3節 具体的な取り組み	10

第4章 計画の推進体制

第1節 推進体制	13
第2節 職員に対する研修等	14
第3節 計画及び計画の実施状況の点検と公表	14

第1章 計画の概要

第1節 背景

産業の発展や都市化の進展などに伴い、私たちの生活は大変便利になってきています。一方で、資源を大量に使用する社会構造は廃棄物の増加や森林の減少をはじめ、地球温暖化やオゾン層の破壊など深刻な地球環境問題を引き起こしています。

地球温暖化防止に関しては、平成9年に開催された「地球温暖化防止京都会議(COP3)」において、「京都議定書」が採択され、我が国については、2008年(平成20年)から2012年(平成24年)までの間に、温室効果ガスの総排出量を1990年(平成2年)に比べ6%削減するとの目標が定められました。

これを受け、平成11年に「地球温暖化対策の推進に関する法律」(以下「法」という)が施行され、地方公共団体は、温室効果ガスの排出抑制等のための措置に関する計画(実行計画)を策定、公表するとともに、毎年の実施状況についても公表することが義務付けられました。

このことにより、松江市においては、平成13年3月には環境に配慮した事務事業を行うための具体的な実行と推進方法をまとめた「松江市エコオフィス実践計画」(以下「前計画」という)を定め、取り組みを推進した結果、平成16年度の二酸化炭素排出量において、平成11年度と比べ15.4%の削減率を達成しました。

その後、平成17年3月31日の8市町村による合併を経て、昨年4月には、環境の保全と創造に関する施策を市民・事業者とともに総合的かつ計画的に推進していくための向こう10年間の「松江市環境基本計画」を策定し、また、同じく12月には、市をあげて環境負荷の低減に率先して取り組むため、本庁と環境センターにおいて、環境マネジメントシステムの国際規格である「ISO14001」を認証取得しました。

さらに、地域の温暖化防止対策推進計画として、具体的な行動指針としての各種施策をとりまとめた「松江市地域省エネルギービジョン」を本年2月に策定し、この中で、二酸化炭素排出量の削減目標について、平成28年度を目標年次とし、平成17年度対比で、6%削減することとしました。

こうした中、本計画は法第21条に基づき、前計画や「ISO14001」での二酸化炭素排出量削減に向けた取り組みを合併後の新松江市における全事務事業に広げ、市役所として率先した地球温暖化防止対策を推進することを定めた実行計画であります。

第2節 計画の対象

1. 計画の適用範囲

適用範囲は、市長事務部局、消防本部、議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査事務局、農業委員会事務局、教育委員会事務局(小中学校及び女子高を含む。)、水道局、ガス局、交通局、市立病院とする。

2. 計画の対象事務及び事業

市が自ら行う事務及び事業を計画の対象とし、委託や指定管理によって行う事務や事業は、対象外とする。

表 1-1 対象事務及び事業一覧表

本庁舎	エコステーション松江	市民サービスコーナー	交通局
別館	北工場	花卉生産振興センター	給食センター
第4別館	南工場	鹿島ケーブルビジョン	(給食単独校含む)
鹿島支所	西持田最終処分場	エコショップまつえ	
島根支所	西持田リサイクルプラザ	秋鹿埋蔵文化財作業所	
美保関支所	川向リサイクルプラザ	鹿島歴史民族資料館・出雲玉作資料館	
八束支所	宍道リサイクルセンター	会館[菅田会館・松尾会館・福原隣保館]	
八雲支所	保育所・幼稚園・幼保園・学校	消防本部(北・南消防署、分署、各出張所)	
玉湯支所	市民活動センター(スティック)	水道局(浄水場含む)	
宍道支所	支所管内公民館	ガス局(お客様サービスセンター含む)	
環境センター	男女共同参画センター	市立病院(保健福祉総合センター含む)	

第3節 計画の期間

1. 計画の期間

計画の期間は平成19年度から平成28年度までの10年間とし、計画の進捗状況や温暖化対策技術の進歩等を踏まえて、必要な見直しを行うものとする。

2. 計画の基準年

本計画の基準年は、平成17年度とする。

第4節 対象となる温室効果ガス

地球温暖化防止京都会議で削減対象とされた温室効果ガスは、二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)、ハイドロフルオロカーボン(HFC)、パーフルオロカーボン(PFC)、六フッ化硫黄(SF₆)の6種である。

このうちメタン、一酸化二窒素と代替フロンガスであるハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄については、排出実態を把握するのが困難であるため、対象から除外し、二酸化炭素についてのみ対象とした。

第5節 温室効果ガス排出量の算定

毎年度の温室効果ガス排出量は、排出係数及び地球温暖化係数を用いて、法に定める方法により算定する。

ただし、本計画の取組状況の評価にあたっては、平成18年度の排出係数を用いる。

地球温暖化とは

地球の温度は、太陽から降り注ぐ日射エネルギー(太陽放射)と地表面から宇宙に放出する赤外線(熱放射)との熱のバランスによって定まる。現在は、私たち生物が生きていくために適した気温が維持されているが、その際に大きな役割を果たしているのが温室効果ガスと呼ばれる気体である。

大気中には温室効果ガスと呼ばれる二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)、フロン類、水蒸気などが微量に含まれている。それらの温室効果ガスが、地表面から放出される赤外線を吸収し、その一部を再び地表面に放射することにより地表を適度な気温に保っている。この働きを「温室効果」と呼ぶ。このように、適度の「温室効果」は地球が冷えすぎないために必要な作用である。(下図参照)

しかし、18世紀後半に始まった産業革命以降、石油や石炭など化石燃料の使用量の増大に伴い、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの大気中濃度は急激に増加している。その結果、温室効果が強まり、地球の平均気温の上昇を引き起こしている。この現象を「地球温暖化」と呼ぶ。

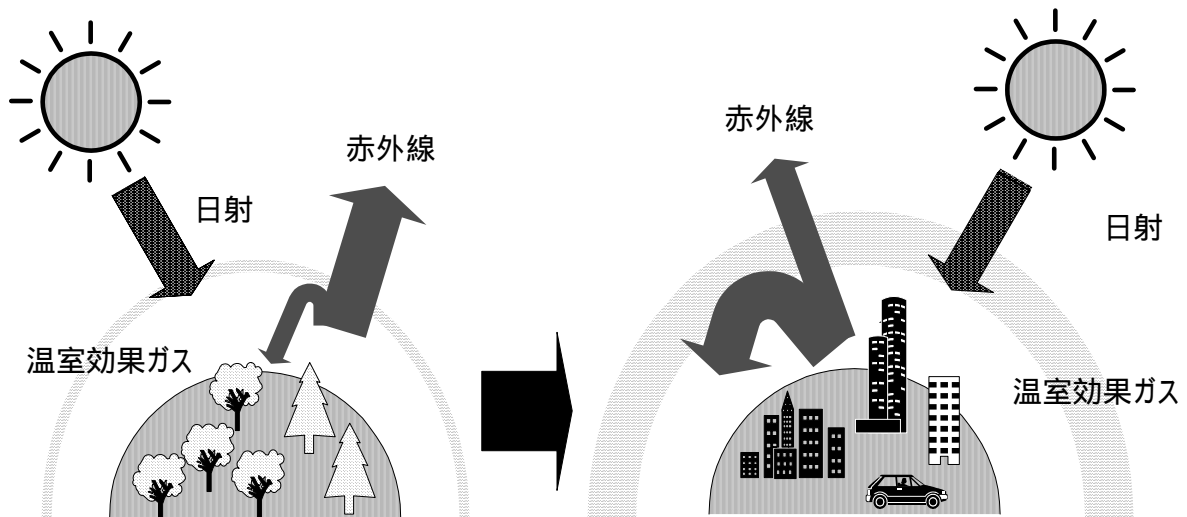


図 地球温暖化とは

地球温暖化は、自然や人間社会にさまざまな影響を及ぼすと予測されている。気候変動に関する政府間パネル(IPCC)^{注1)}によると、このまま地球温暖化が進行すると、海面上昇、洪水・高潮による被害の増大、水資源の利用効率化の悪化、植生の変化、食糧生産への悪影響、伝染病の拡大などの影響が出ると予測されている。

注1) IPCC(Intergovernmental Panel on Climate Change)とは1988年に設立された気候変動に関する最新の科学的知見をとりまとめて評価し、各国政府にアドバイスとカウンセルを提供することを目的とした政府間機構である。

第2章 市の現状

第1節 エネルギーの使用状況

市における平成17年度のエネルギーの使用状況は、表2-1のとおりである。

表2-1 平成17年度資源及びエネルギーの使用状況

施設分類	電気(KWh)	A重油(リットル)	灯油(リットル)	ガソリン(リットル)	軽油(リットル)	プロパンガス(kg)	都市ガス(m ³)	合計
本庁舎	1,776,302	0	0	107,132	21,464	0	186,654	2,091,552
支所	1,305,773	17,950	5,293	61,093	123,166	1,332	0	1,514,607
環境センター	102,062	0	0	14,319	48,088	0	19,659	184,128
環境関連施設	6,556,582	40,338	200	2,821	57,983	49,582	0	6,707,506
学校(小・中・女子校)	5,623,194	119,167	95,571	347	0	175,120	145,504	6,158,903
保育所・幼稚園	802,120	0	17,500	0	0	37,788	44,577	901,985
消防本部	653,023	0	3,906	35,952	37,256	34,446	42,011	806,594
その他施設	1,649,980	23,123	8,776	0	0	4,182	49,301	1,735,362
水道局	373,662	0	0	13,694	1,645	4,882	16,092	409,975
ガス局	260,230	0	0	7,044	270	0	31,715	299,259
交通局	84,485	0	0	8,647	580,376	0	17,944	691,452
市立病院	9,347,033	160	0	2,663	0	0	2,123,248	11,473,104
給食センター	1,081,909	81,430	813	2,632	2,726	120,664	131,717	1,421,891
松江市全体	29,616,355	282,168	132,059	256,344	872,974	427,996	2,808,422	34,396,318

【環境関連施設】エコステーション松江、北工場、南工場、西持田最終処分場、西持田リサイクルプラザ、川向リサイクルプラザ、宍道リサイクルセンター

【その他施設】鹿島ケーブルビジョン、福原隣保館、松尾会館、菅田会館、男女共同参画センター、花卉生産振興センター、市民活動センター(スティック)、青少年支援課(スティック)、青少年支援センター(スティック)、市民サービスコーナー(テルサ)、エコショップ松江、各支所関連公民館、鹿島歴史民族資料館、出雲玉作史料館、秋鹿埋蔵文化財作業所

第 2 節 温室効果ガス排出状況

(1) エネルギーの使用に伴う二酸化炭素換算排出量

市の機関におけるエネルギーの使用に伴う二酸化炭素換算排出量は、27,537,993kg-CO₂である。(表 2-2)

表 2-2 平成 17 年度の事務及び事業に関する温室効果ガスの総排出量

施設分類	電気	A重油	灯油	ガソリン	軽油	プロパンガス	都市ガス	合計
本庁舎	985,848	0	0	248,546	56,236	0	388,240	1,678,870
支所	724,704	48,645	13,180	141,735	322,695	3,996	0	1,254,955
環境センター	56,644	0	0	33,220	125,991	0	40,891	256,746
環境関連施設	3,638,903	109,316	498	6,544	151,915	148,746	0	4,055,922
学校	3,120,873	322,943	237,972	806	0	525,360	302,648	4,510,602
保育所・幼稚園	445,177	0	43,575	0	0	113,364	92,720	694,836
消防本部	362,428	0	9,726	83,408	97,611	103,338	87,383	743,894
その他施設	915,739	62,663	21,852	0	0	12,546	102,546	1,115,346
水道局	207,382	0	0	31,770	4,310	14,646	33,471	291,579
ガス局	144,428	0	0	16,342	707	0	65,967	227,444
交通局	46,889	0	0	20,061	1,520,585	0	37,324	1,624,859
市立病院	5,187,603	434	0	6,178	0	0	4,416,356	9,610,571
給食センター	600,459	220,675	2,024	6,106	7,142	361,992	273,971	1,472,369
松江市全体	16,437,077	764,676	328,827	594,716	2,287,192	1,283,988	5,841,517	27,537,993

(2) 二酸化炭素排出量エネルギー源別割合

二酸化炭素排出量のエネルギー源別割合をみると、電気が 59.7%を占め、続いて都市ガス、軽油(公用車含む)、プロパンガス、A重油と続く。(表 2-3・図 2-3)

表 2-3 二酸化炭素排出量のエネルギー源別割合

エネルギー源	CO ₂ 排出量(kg - CO ₂)	割合(%)
電気	16,437,077	59.69
A重油	764,676	2.78
灯油	328,827	1.19
ガソリン(公用車含む)	594,716	2.16
軽油(公用車含む)	2,287,192	8.31
プロパンガス	1,283,988	4.66
都市ガス	5,841,517	21.21
合計	27,537,993	100

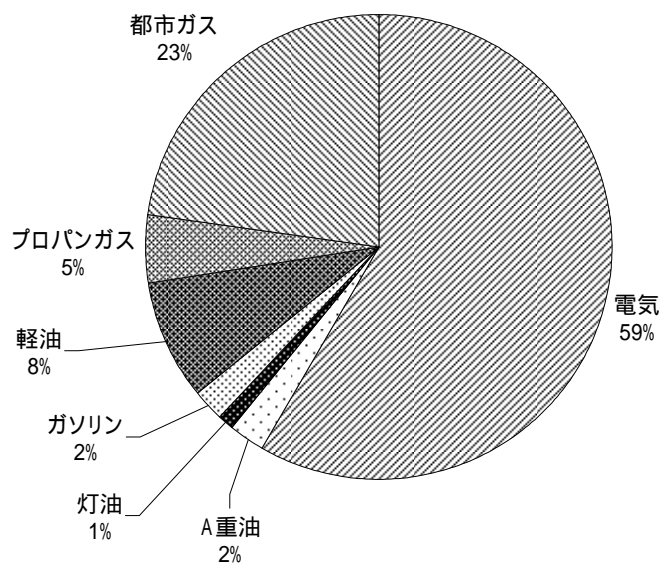


図 2-1 二酸化炭素排出量のエネルギー源別割合

(3) 二酸化炭素排出量の月別推移

二酸化炭素排出量を月別にみると、冷房機器を使用する8月～9月と暖房機器を使用する1月～3月の排出量が多い。(図 2-2)

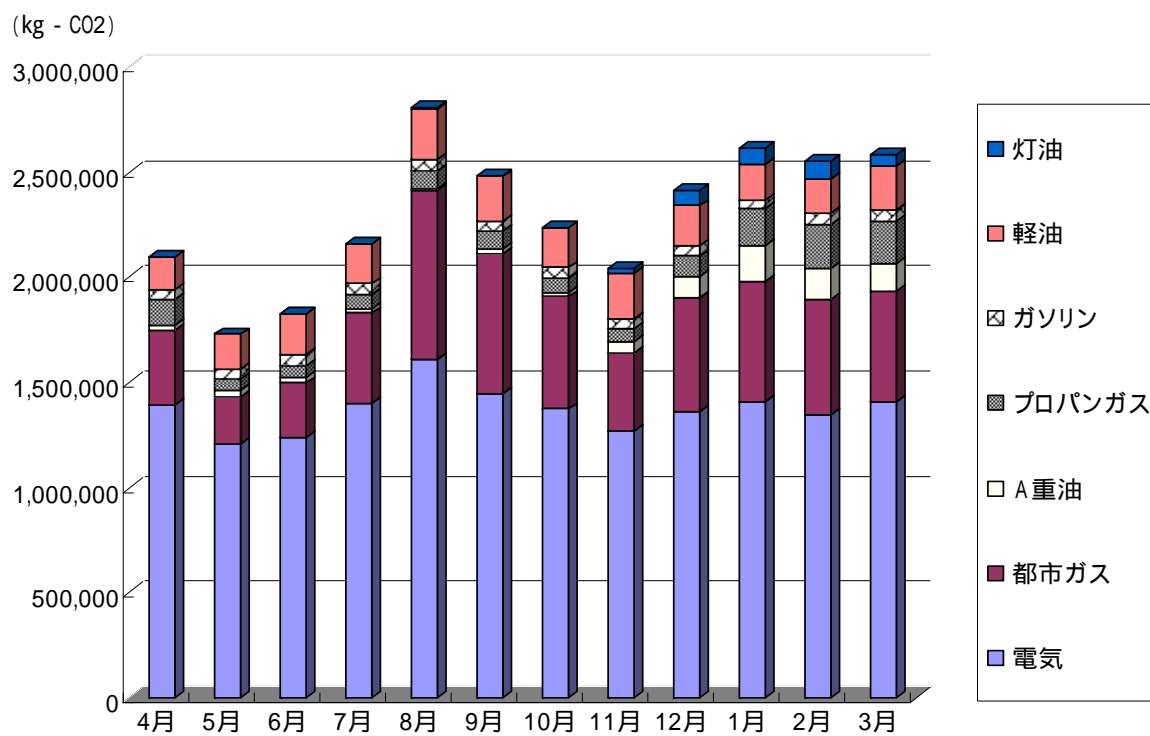


図 2-2 二酸化炭素排出量の月別

第3章 削減目標と取り組み

第1節 基本方針

市における事務及び事業の実施に伴う環境負荷の低減に向け、本庁と環境センターにおいて取り組んでいる「ISO14001」に基づく「松江市 環境方針」の基本方針に基づき、以下に示す5項目を基本方針として、職員一人ひとりが自覚を持ち積極的に推進し、二酸化炭素排出量を削減する。

- ・「リサイクル都市日本一」に向けて、職員の環境に対する意識の向上を図り、職員一人一人が環境保全の役割を果たすため、環境に配慮した行動を実践する。
- ・環境方針及び環境マネジメントシステム、エコオフィス実践計画に係る情報を市役所内外に公表し、市民・職員からの意見、提案を事務・事業に反映する。
- ・市庁舎及び環境センターにおいて、ISO14001に基づく環境マネジメントシステムを、それ以外の部署においては、上記に順ずる環境マネジメントシステムを取り入れ、具体的な目的・目標を定め、効果的な運用と見直しを図り、継続的に改善する。
- ・環境保全・省エネルギー・省資源などに優れた技術・設備・資材の積極的な導入とリサイクルの徹底を図り、環境汚染の予防に努める。
- ・環境に関する法令、条例、規則、協定その他の同意事項を順守する。

第2節 削減目標の設定

二酸化炭素の排出量は、電気の使用、燃料の燃焼、自動車の走行といったエネルギーの使用が要因となっている。また、環境保全、省資源化、リサイクル推進のためには、コピー用紙の使用量及びごみの排出量の削減とグリーン購入等を推進する必要があるため、それぞれの項目に目標を設定する。

二酸化炭素排出量の削減目標値は、平成18年度に松江市地域の地球温暖化対策推進計画を策定し、その中で事務所・ビル・公共施設などの業務部門については、平成19年度から平成28年度の10年間で6%削減を目標値にしている。本計画の対象範囲は、業務部門に該当することから、同じく6%を削減目標値とする。

その他のコピー用紙の使用量、ごみの排出量、グリーン購入等の目標値については、本庁及び環境センターでは後述のISO推進委員会にて決定された目標値を、その他の部門についてはISO推進委員会にて決定された目標値を参考にエコオフィス推進委員会で決定する。

表 3-1 削減目標

二酸化炭素排出量の削減目標値

分野	項目	目標	二酸化炭素排出量 (kg - CO ₂)	
			平成 17 年度実績値	平成 28 年度目標値
二酸化炭素の排出量	電気	松江市全体で6%削減	16,437,077	15,450,852
	A重油		764,676	718,795
	灯油		328,827	309,097
	ガソリン		594,716	559,033
	軽油		2,287,192	2,149,960
	プロパンガス		1,283,988	1,206,949
	都市ガス		5,841,517	5,491,026
	合計		27,537,993	25,885,712

その他の項目の削減目標値

分野	項目	目標	備考
天然資源の枯渇の防止	コピー用紙の使用量削減	本庁、環境センターについては、ISO 推進委員会にて決定された数値 その他の部門については、エコオフィス 推進委員会にて決定された数値	その他の部門については、H19年度はデータ 収集の年(基準年)と する。
ごみの減量 化	ごみの排出量	"	"
グリーン調 達の推進	グリーン調達推進方針 公共事業における環境 配慮	"	その他の部門につい ては、H19年度は現状 把握と周知に努める。
	グリーン調達推進方針 環境にやさしい物品の 購入	"	"

第3節 具体的な取り組み

- (1) 「リサイクル都市日本一」に向けて、環境に配慮した行動を実践するとともに、本庁及び環境センターではISO14001の取り組みを推進し、その他の部門についてもその取り組みに準じた取り組みを推進していく。

具体的な取り組みについては、表3-2に示すとおりである。

表3 - 2【具体的な取組項目】

削減目標を達成するため、以下の取り組みを積極的に実践する。

項 目	具体的な取組
二酸化炭素排出量の削減	電気の使用量の削減
	使用しない部屋、始業前、昼休みは消灯を徹底する。
	パソコンのディスプレイやプリンターは、15分以上使用しないときは節約・待機モードへ切り替える。
	パソコンは外出時、昼休み等の未使用時は主電源をオフにする。
	プリンターやコピー機等の0A機器は未使用時は主電源をオフにする。
	トイレ、廊下、階段などの照明は必要に応じて使用する。
	エレベーター利用を控え、出来るだけ階段を使用する。
	空調機器のフィルター、照明器具、事務機器等はこまめに清掃を行う。
	ノー残業デーの徹底を図る。
	やむを得ず定時外に庁舎を使用する場合は、不必要な電気機器の使用はしないなど、節電の徹底を図る。
	冷暖房は適切な温度設定にし、使用時間を短縮する。(冷房：28 以上、暖房：19 以下になったら使用する。)
	冷暖房時にはカーテンやブラインド等を利用し、エアコンの効率を上げる。
	夏季の執務室では、半袖シャツ、ノーネクタイなど暑さ対策を実施し、エアコンの使用を控える。
	冬季の執務室では、暖房に頼り過ぎず、暖かく働きやすい服装に心がけ、暖房の使用を控える。
	保温ポットなどを活用し、コーヒーメーカーや電気ポットなどの使用を控える。
普段使用しない電気製品はコンセントを抜く。	
電気の使用量を記録し、把握する。	
都市ガス、プロパンガス、A重油、灯油の使用量の削減	ガスコンロを使用する場合は、強火を多用しない。
	ボイラーの節約モードへの切り替え等により、ガスの使用量を削減する。
	冷暖房は適切な温度設定にし、使用時間を短縮する。(冷房：28 以上、暖房：19 以下になったら使用する。)
	冷暖房時にはカーテンやブラインド等を利用し、エアコンの効率を上げる。
	夏季の執務室では、半袖シャツ、ノーネクタイなど暑さ対策を実施し、エアコンの使用を控える。
	冬季の執務室では、暖房に頼り過ぎず、暖かく働きやすい服装に心がけ、暖房の使用を控える。
	燃料の使用量を記録し、把握する。
ガソリン及び軽油使用量の削減	低燃費車・低排出ガス車などが利用できる場合は優先的に利用する。
	公共交通機関を利用できる場合は、積極的に利用する。
	公用車を利用した庁舎間の往來を効率的に行う。
	合理的なルートを選定を行い、乗り合わせを図る。
	公用車を使用する場合は、駐車時にエンジンを停止するなど、アイドリングストップ(停止時間が概ね1分以上の場合)を実施するとともに、急発進、急加速をしないなど省エネ運転を徹底する。
	不要な荷物は載せないようにする。
	近距離の移動には公用自転車を利用する。
	公用車の燃料消費量を記録し、把握する。

表3 - 2【具体的な取組項目】

削減目標を達成するため、以下の取り組みを積極的に実践する。

項 目	具体的な取組	
天然資源の枯渇の防止	コピー用紙の使用量の削減	会議資料については重点を押さえて簡素化を図り、配布枚数を削減する。
		会議の出席者数を正確に把握し、余分な資料を無くす。
		複数枚の資料を印刷する際は、両面印刷を原則とする。
		掲示板や回覧板を利用し、文書、資料の共有化を図る。
		印刷する前にもう一度確認し、ミスコピーの削減を図る。
		ミスコピーした用紙はサイズごとに分類し、白い面を上にして重ね、未使用面の利用を図る。
		ミスコピー防止のため、コピー前後に、リセットボタンの確認をする。
		プリンター・コピー機の集約印刷機能を利用し、コピー用紙の使用量削減を図る。
		内部での資料確認などはパソコンの共有ホルダーを利用し、ペーパーレス化を図る。
		メールできた回覧文書等は必要以上の打ち出しはしない。
		庁内LAN及び電子メール等の利用の促進、会議でのパソコンの活用によりペーパーレス化を図る。
封筒の使用量の削減	封筒の使用量の削減	会議時に封筒を配布しない。
		使用済みの封筒を庁内の郵便封筒として再利用する。
		封筒の使用量を記録し、把握する。
グリーン調達の推進	環境にやさしい物品の購入 公共事業における環境配慮	「松江市グリーン購入調達推進方針」（環境にやさしい物品の調達目標）に従って実施する。
		「松江市グリーン購入調達推進方針」（公共事業における環境に配慮した資機材の調達目標）に従って実施する。
ごみの排出量の削減	ごみの排出量の削減 ごみの分別排出の徹底 リサイクルの推進	整理整頓を行い、ごみの排出量を削減するよう心がける。
		業務に関係の無いごみは持ち帰り、分別し、リサイクルできるものは資源ごみとして排出する。
		紙類はシュレッダー処理し、オフィスミックス古紙として排出し、燃やせるごみに排出しない。
		ごみの排出量を記録し、把握する。
公共事業による二酸化炭素の削減	公共事業による二酸化炭素の削減	太陽光発電など温室効果ガスを発生しない新エネルギーを新設施設や学校などへ積極的に導入する。
		既存公共施設における詳細な省エネルギー診断を逐次行い、最適な省エネルギー設備やESCO事業の導入を検討する。 省エネ効果が高いと認められる施設については改修工事やESCO事業を実施する。
		二酸化炭素の森林吸収を進めるため、森林の保全・整備や市街地での緑化の推進を図る。
水使用量の削減	水使用量の削減	日常的に節水を心がける。
		水の流しっぱなしによる公用車の洗車はしない。
		水の使用量を記録し、把握する。

第4章 計画の推進体制

第1節 推進体制

松江市エコオフィス実践計画(以下「計画」という。)を着実・効果的に推進するため、計画策定(Plan)・実施(Do)・点検(Check)・見直し(Action)を基本とした環境マネジメントシステムに基づく推進・点検体制を整備する。

具体的には、松江市ISO推進委員会(以下「ISO委員会」という。)(表4-1)及び松江市エコオフィス推進委員会(以下「エコオフィス委員会」という。)(表4-2)において策定した計画を本庁舎及び環境センターにおいてはISO推進員、その他の部門においてはエコオフィス推進員が中心となって各課の職員へ取り組みの指示を行い、職員一人一人が自覚を持って積極的に計画を実践していく。また、定期的に進捗状況の点検を実施して、計画の実効性確保に努める。

(1) 松江市ISO推進委員会

本庁舎及び環境センターにおける計画の策定及び見直し等を行う。

(2) 松江市エコオフィス推進委員会

ISO委員会で策定された計画に準じて、本庁及び環境センター以外の部門において、オフィス活動に関する環境負荷の低減のための取り組みを推進することを目的とし、委員会を設け、委員長に環境保全部長、副委員長に消防長、委員に(表4-2)に掲げる者をもってあてる。

委員は、計画の推進にあたり、以下の役割を担う。

部局内の推進員へ計画の取り組みを指示する

部局内における計画の推進及び部局内の調整を図る

所属において計画に関する項目を率先して実行する

推進員の作成する実施状況報告書を取りまとめて自己評価するとともに、エコオフィス委員会へ提出する

エコオフィス委員会に対し、計画の推進のために必要な意見の具申及び提案をする

(3) 松江市エコオフィス推進員

取り組みを推進するため、各課等に1名以上の推進員を置く。

推進員は、計画の推進にあたり、以下の役割を担う。

計画の取り組み内容について、所属内の在籍している職員等へ周知を図り、取り組みの指示を行う

所属内において、計画に関する項目を率先して実行する

所属内の職員等の意見及び提案を取りまとめる

実施状況報告書を作成し自己評価するとともに、部局内の委員へ提出する

委員に対し、計画の推進のために必要な意見の具申及び提案する

第2節 職員に対する研修等

本計画を実効性あるものにするためには、職員一人一人が計画の趣旨や内容を理解し、環境保全意識の向上を図ることが不可欠である。そのため、計画の内容に関する適切な情報提供や職員研修を積極的に行い、職員への普及・啓発を図る。

第3節 計画及び計画の実施状況の点検と公表

本計画の進捗状況等については、「松江市のホームページ」や「市報松江」などのメディアを通じて、毎年公表する。

表 4-1 I S O 推進委員会

副市長、市長室長、総務部長、財政部長、産業経済部長、観光振興部長、市民部長、健康福祉部長、環境保全部長、都市計画部長、建設部長、教育委員会 副教育長、市議会事務局長、監査委員事務局長

表 4-2 エコオフィス推進委員会

部署名	委員役職	備考
市長室	次 長	
総務部	次 長	
財政部	次 長	
産業経済部	参 事	
市民部	参 事	
健康福祉部	次 長	
環境保全部	部 長	委員長
建設部	次 長	
教育委員会	参 事	
消防本部	消防長	副委員長
水道局	業務部長	
ガス局	次 長	
交通局	次 長	
市立病院	次 長	
鹿島支所	支所長	
島根支所	支所長	
美保関支所	支所長	
八雲支所	支所長	
玉湯支所	支所長	
宍道支所	支所長	
八束支所	支所長	

